

平成16年11月

販売店 様

ジクロールボス含有する樹脂蒸散剤（ジクロールボス樹脂蒸散剤）
販売にあたっての適正使用指導のお願い

株式会社バイロン

謹啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より一般用医薬品の販売にあたっては、適正使用のためのご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より平成16年11月2日付けで「ジクロールボス（DDVP）蒸散剤の安全対策及びその取扱いについて」が通知され、当該製品の使用等に関する注意喚起を徹底するように指示されました。

つきましては、ここにご案内いたします内容をご理解いただき、当該製品につきましてはお客様の安全性確保のため、下記内容を十分にご説明の上、消費者用「お知らせ文書」を製品へ添付して、ご販売いただくようお願いいたします。

謹白

記

ジクロールボス含有する樹脂蒸散剤（ジクロールボス樹脂蒸散剤）の
ご販売にあたって

お客様には以下の内容について十分説明、確認の上、ご販売ください。

1. 「用法及び用量」で使用場所の一部が次のように改訂されました。

以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：

店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室

2. 次のような場所では使用できませんので、ご注意ください。

居室（客室、事務室、教室、病室を含む）居室にある戸棚、キャビネット内など

飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）

以上

[日曹殺虫プレートP・日曹殺虫プレートP-Hの使用場所及び使用上の注意の改訂]

1. 「用法及び用量」の改訂内容（改訂箇所のみ抜粋）

[下線部：変更箇所]

改訂後	改訂前				
<table border="1" data-bbox="177 495 732 707"> <tr> <td data-bbox="177 495 732 546">使用場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 546 732 707"><u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域</u>：店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域</u> ：店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室	<table border="1" data-bbox="836 510 1391 674"> <tr> <td data-bbox="836 510 1391 562">使用場所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 562 1391 674">店舗、ホテル、旅館、<u>事務室、食堂、工場</u>、倉庫、畜舎、テント、地下室</td> </tr> </table>	使用場所	店舗、ホテル、旅館、 <u>事務室、食堂、工場</u> 、倉庫、畜舎、テント、地下室
使用場所					
<u>以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域</u> ：店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室					
使用場所					
店舗、ホテル、旅館、 <u>事務室、食堂、工場</u> 、倉庫、畜舎、テント、地下室					

2. 「使用上の注意」の改訂内容（改訂箇所のみ抜粋）

[下線部：変更箇所]

改訂後	改訂前						
<table border="1" data-bbox="153 996 783 1361"> <tr> <td data-bbox="153 996 783 1048">してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1048 783 1205">1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）で使用しないこと。なお、居室にある戸棚、キャビネットなどでも使用しないこと。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1205 783 1361">2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u></td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）で使用しないこと。なお、居室にある戸棚、キャビネットなどでも使用しないこと。</u>	2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u>	<table border="1" data-bbox="812 996 1442 1305"> <tr> <td data-bbox="812 996 1442 1048">してはいけないこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 1048 1442 1249">1. 飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取扱う倉庫、店舗では使用しないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 1249 1442 1305">2. 本剤は病室では使用しないこと。</td> </tr> </table>	してはいけないこと	1. 飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取扱う倉庫、店舗では使用しないこと。	2. 本剤は病室では使用しないこと。
してはいけないこと							
1. <u>居室（客室、事務室、教室、病室を含む）で使用しないこと。なお、居室にある戸棚、キャビネットなどでも使用しないこと。</u>							
2. <u>飲食する場所（食堂など）及び飲食物が露出している場所（調理場、食品倉庫、食品加工場など）では使用しないこと。</u>							
してはいけないこと							
1. 飲食物（生鮮食料品、バター、パン等）が露出して置いてあるような戸棚、ショーケース等、調理場及び生鮮食料品を取扱う倉庫、店舗では使用しないこと。							
2. 本剤は病室では使用しないこと。							

3. 改訂理由

ジクロルボス樹脂蒸散剤の安全性についての厚生労働省による検討結果を踏まえ、「用法及び用量」並びに「使用上の注意」を改訂することとなりました。

消費者用「お知らせ文書」(見本)
(日曹殺虫プレートP/日曹殺虫プレートP-H)

[A 6 版両面印刷]

(表 面)

ジクロルボス含有する樹脂蒸散剤(ジクロルボ
ス樹脂蒸散剤)の使用に際してのご注意

本剤を使用される前には、必ず説明文書をお読みいただくとともに、特に以下の事項に注意して使用してください。
なお、本剤の使用後に、気分が悪くなったなどの状態があらわれた時は、販売店にご連絡ください。

1. 「用法及び用量」で使用場所の一部が次のように改訂されました。
以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：
店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室
2. 次のような場所では使用できませんので、ご注意ください。
居室(客室、事務室、教室、病室を含む)
飲食する場所(食堂など)及び飲食物が露出している場所(調理場、食品倉庫、食品加工場など)

(裏 面)

本剤の説明文書が一部変更されました。(下線部：変更箇所)

使用するには、本剤の説明文書の内容に加え、以下の事項についてもご注意ください。

【用法及び用量】

[使用場所]

以下の場所のうち、人が長時間留まらない区域：

店舗、ホテル、旅館、工場、倉庫、畜舎、テント、地下室

【使用上の注意】

してはいけないこと

1. 居室(客室、事務室、教室、病室を含む)で使用しないこと。
なお、居室にある戸棚、キャビネット内などでも使用しないこと。
2. 飲食する場所(食堂など)及び飲食物が露出している場所(調理場、食品倉庫、食品加工場など)では使用しないこと。

平成16年11月

取扱店 様

ジクロロボス樹脂蒸散剤（蒸散剤殺虫機を使用するもの）
ご使用にあたっての適正使用指導のお願い

株式会社パイロン

謹啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より蒸散剤殺虫機専用ジクロロボス樹脂蒸散剤のご使用にあたっては、適正使用のためのご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より平成16年11月2日付けで「ジクロロボス（DDVP）蒸散剤の安全対策及びその取扱いについて」が通知され、当該製品の使用等に関する注意喚起を徹底するように指示されました。

つきましては、ここにご案内いたします内容をご理解いただき、当該製品につきましてはお客様の安全性確保のため、下記内容を十分にご説明の上、殺虫機設置のお客様用「お知らせ文書」を製品へ添付して、ご使用いただくようお願いいたします。

謹白

記

ジクロロボス樹脂蒸散剤（蒸散剤殺虫機を使用するもの）の
ご使用にあたって

お客様には以下の内容について十分説明、確認の上、ご使用ください。

使用上の注意に次の項目が追加されました。

[用法及び用量に関連する使用上の注意]

専用の機械を8時間使用後、1時間は放置し、その後に十分な換気をしてから入室すること。

以上

[クイックロンプレートの使用上の注意の改訂]

1. 「使用上の注意」の追加内容（追加箇所のみ抜粋）

[下線部：追加箇所]

改訂後	改訂前
<u>[用法及び用量に関連する使用上の注意]</u> <u>専用の機械を 8 時間使用后、1 時間は放置し、</u> <u>その後に十分な換気をしてから入室すること。</u>	

2. 改訂理由

ジクロロボス樹脂蒸散剤の安全性についての厚生労働省による検討結果を踏まえ、「使用上の注意」を改訂することとなりました。

殺虫機設置のお客様用「お知らせ文書」(見本)
(クイックロンプレート)

[A 6 版両面印刷]

(表 面)

ジクロルボス樹脂蒸散剤 (蒸散剤殺虫機を使用す
るもの) の使用に際してのご注意

本剤を使用される前には、必ず説明文書をお読みいただくとともに、特に以下の事項に注意して使用してください。
なお、本剤の使用後に、気分が悪くなったなどの状態があらわれた時は、取扱店にご連絡ください。

使用上の注意に次の項目が追加されました。

[用法及び用量に関連する使用上の注意]

専用の機械を 8 時間使用後、1 時間は放置し、その後に十分な換気をしてから入室すること。

(裏 面)

本剤の説明文書が一部変更されました。(下線部：変更箇所) 使用する際には、本剤の説明文書の内容に加え、以下の事項についてもご注意ください。

【使用上の注意】

[用法及び用量に関連する使用上の注意]

専用の機械を 8 時間使用後、1 時間は放置し、その後に十分な換気をしてから入室すること。